

民法（債・親・相） 第4回 P282～P293



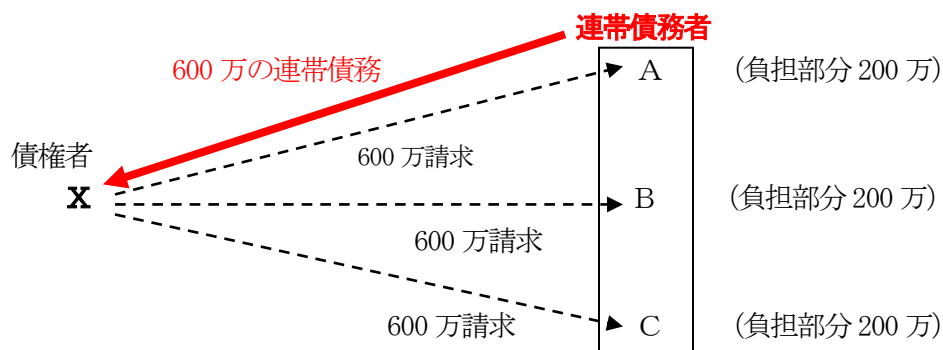
連帯債務 P282～P286

《連帯債務とは》

1. 意義

連帯債務とは、当事者の意思表示や法律の規定により、1つの債権（債務）について、複数の債務者（連帯債務者）が各自独立して、それぞれ債務の全額を負担する債務をいう。

例）Xから600万円の車を購入したA、B、Cの3人は、その債務を連帯して支払う契約をXとした



2. 基本的な効果

(1) 債権者は連帯債務者の誰に対しても、全額の請求ができる。

(2) 連帯債務者間の債権・債務はそれぞれ別個独立したものであるから、一人につき債権・債務が無効、取消しとなった場合でも、他の連帯債務者の債務には影響がない。

《負担部分・求償権》 P283

1. 負担部分

負担部分とは、連帯債務者内部における最終的にそれぞれどのくらい負担するのかという割合である。連帯債務者間での取決めがなければ、負担部分は平等となる。

この負担部分は、債権者に対する関係では無関係である（たとえば、前図Cの負担部分が0であってもXはCに全額請求できる）。

2. 求償権

（1）連帯債務者の1人（A）が全額弁済した場合の求償額

連帯債務者の1人が全額弁済をした場合、その債務者は他の連帯債務者に対し、各自の負担部分につき求償できる。前頁の事例では（負担部分は平等（各 200 万円）とする）、600 万円全額弁済したAは、他の連帯債務者B、Cに対しそれぞれ負担部分の 200 万円を求償できる。

（2）連帯債務者の1人（A）が一部弁済（300 万円弁済）した場合の求償額

（公式）弁済額 × 各連帯債務者の負担部分の割合

→ 300 万 × Bの負担部分の割合（1/3）＝ 100 万 … AはBに 100 万求償可

→ 300 万 × Cの負担部分の割合（1/3）＝ 100 万 … AはCに 100 万求償可

（3）連帯債務者の1人が無資力となった場合

①AがXに 600 万円全額支払ったが、Bが破産

無資力者の負担部分は他の連帯債務者が負担部分の割合に応じて負担する

→Bの負担部分（200 万）はAとCで 100 万ずつ負担する…A、Cそれぞれの負担部分 300 万円

→AはCに 300 万円求償可

3. 求償権の制限（弁済の際の通知） P 286

連帯債務者が弁済前（事前の通知）や弁済後（事後の通知）に他の連帯債務者に通知をしなければならず、**他の連帯債務者が存在することを知らながら通知を怠った場合には求償権が制限される**

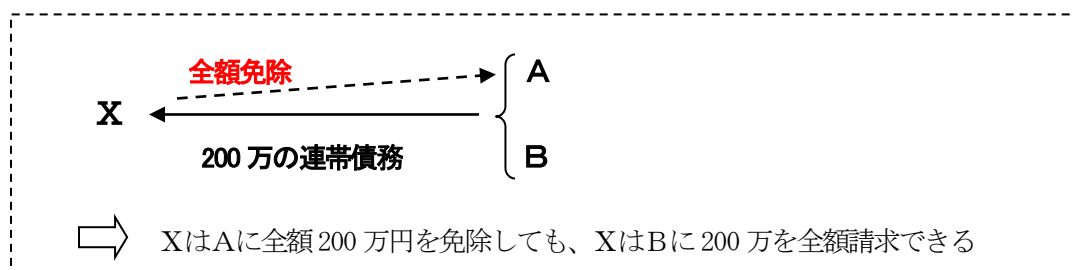
《連帯債務者の1人について生じた事由の効力》

連帯債務者の1人について生じた事由は他の連帯債務者に影響を及ぼすか否かが問題となる

1. 原則：相対的効力 → 他の連帯債務者には影響なし

連帯債務における債権・債務はそれぞれ別個独立したものであるから、他に影響はない

例）連帯債務者の1人に対する債務が無効・取消し、免除等



2. 絶対的効力（4つ）→ 他の連帯債務者に影響がある

① 弁済（代物弁済、供託を含む）

連帯債務者の1人が弁済をした場合、他の連帯債務者の債務も消滅、減額する

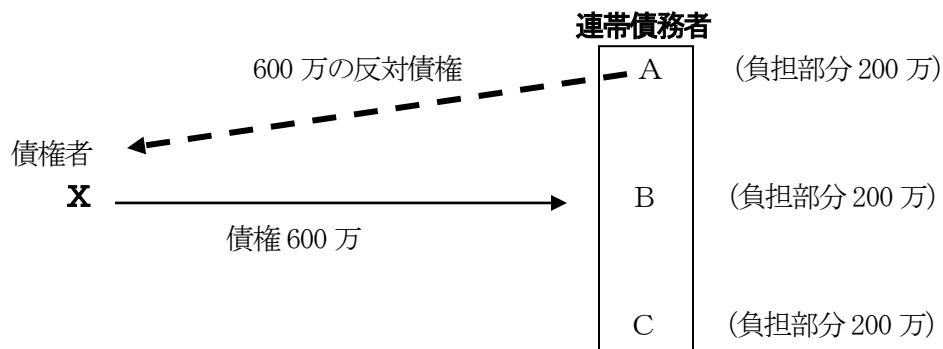
② 更改（更改とは既存の債権・債務を消滅させて新しい別の債権・債務を発生させること）

例）債権者XとAが更改（600万債権を消滅させて、新たにA所有の車をもらう債権を発生させる）

→ 他の連帯債務者の債務は消滅する（Aが弁済したのと同様の効果発生）

③ 相殺（連帯債務者Aが債権者に反対債権を有していて、その債権で相殺した場合）

例）ABCがXに600万の連帯債務



→ 他の連帯債務者の債務は消滅する（Aが弁済したのと同様の効果発生）

※ 相殺の援用権

債権者に反対債権を有する連帯債務者が相殺しようとしないうちに、他の連帯債務者は、反対債権を有する連帯債務者の**負担部分を限度**として債権者からの請求を拒むことができる

上記事案においては、AがXと相殺しようとしないうちに、BやCはAの負担部分（200万円）を限度にXからの請求を拒むことができる

④ 混同

Xの死亡によりXの債権者の地位がAに相続された場合（XとAが混同）

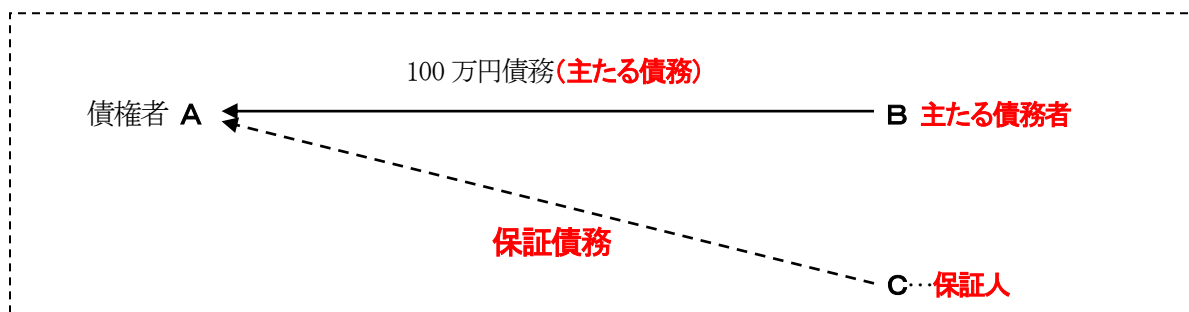
→ 他の連帯債務者の債務は消滅する（Aが弁済したのと同様の効果発生）

保証債務 P287～P292

《保証債務とは》

1. 意義

保証債務とは、他人の債務の保証として債務者が債務を弁済できない場合に代わって弁済する責任を負うものである。**保証人と債権者との書面による契約(保証契約)により発生する。**



2. 保証人

保証人の資格は、原則として一般的な要件はないが、契約等により債務者が保証人を立てる義務があるときは、次の要件を満たす者でなければ保証人となることはできない。

- ①行為能力者であること
- ②弁済をする資力を有すること

《保証債務の性質》

1. 附従性

主たる債務が存在しなければ、保証債務も成立しない（成立に関する附従性）。また、主たる債務が弁済や無効、取消し等により不存在となれば、保証債務の効力も失う（消滅に関する附従性）。

- ⇒ 主たる債務が制限行為能力により取り消されたとき
- （原則）保証債務も消滅
 - （例外）**保証人がその取消事由を保証契約当時知っていた場合は、保証人は責任を免れない**

2. 随伴性

債権譲渡や相続などによりその債権（主たる債務）が移転した場合には、保証債務も移転する。

3. 補充性

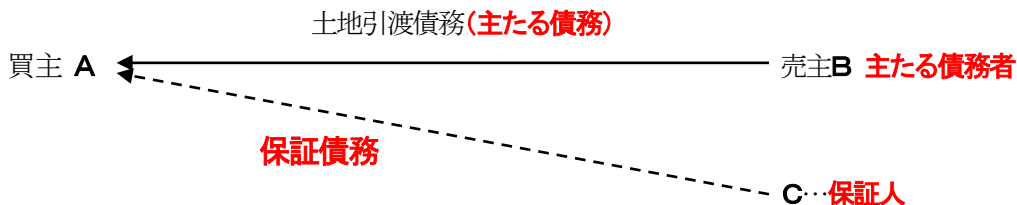
保証人は、主たる債務者が履行しない場合においてのみ、保証債務を履行すればよい。これを補充性というが、この性質を確保するために、以下の2つの抗弁権を保証人に認めている。

催告の抗弁権	債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、 債権者が主債務者に一度も請求していなければ 、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を主張することができる（ただし、主債務者が破産宣告を受けた場合はダメ）
検索の抗弁権	債権者が保証人の財産に強制執行してきた場合には、 ①保証人は、主たる債務者に弁済する資力があり、かつ、②執行が容易であることを保証人が証明すれば 、債権者の強制執行を拒絶することができる

《保証債務の範囲》

保証範囲 = 主たる債務 + 利息 + 違約金 + 損害賠償等

※主たる債務が契約解除により消滅しても、保証人は原状回復・損害賠償を保証する責任を負う
例）AはBからB所有の土地を購入（Bの債務につき保証人C）



- ・ AはBに代金を支払ったが、なかなかBが土地を引渡さないためAが売買契約を解除
- ・ 売買契約の解除により、Bに代金返還債務、損害賠償債務が発生
- ・ Bが履行しない場合には、保証人であるCが弁済する

《主たる債務者に生じた事由の効力》・・・保証人に影響があるか？

原則	保証人についてもその効力が及ぶ(絶対効) 例) 履行の請求による時効の完成猶予・更新
例外	①主たる債務者が破産により免責された場合、②主たる債務者が時効利益の放棄をした場合などは保証人に効力は及ばない

※主債務者が債権者に主張できる抗弁権（同時履行の抗弁権など）や相殺権、取消権などを有していた場合は、保証人は債権者に抗弁の主張や債務の履行を拒絶することができる。

《保証人に生じた事由の効力》・・・主たる債務者に影響があるか？

原則	主たる債務者には効力は及ばない(相対効)
例外	主たる債務を消滅させる行為（弁済、代物弁済、供託、相殺、更改、受領（遅滞など））は主たる債務者に効力が及ぶ

《保証人の求償範囲・事前求償権》

委託を受けた保証人	委託を受けない保証人	
	債務者の意思に反しない	債務者の意思に反する
・ 弁済した額 ・ 弁済後の利息 ・ 損害賠償	・ 弁済時に主債務者が利益を受けた限度	・ 求償時の主債務者の現存利益
事前求償権あり	事前求償権なし	

※事前の通知、事後の通知を欠いた場合、保証人の求償権が制限等されたりする

連帯保証債務 P293

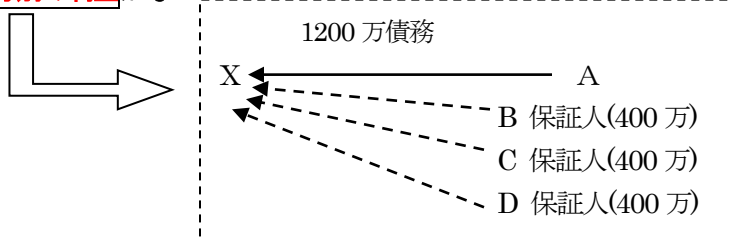
1. 意義

連帯保証とは、保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担する保証の形態をいう
ただし、連帯債務と違い、連帯保証は、主たる債務者と連帯保証人間に負担部分というものはない。

2. 連帯保証のポイント

(1) 連帯保証には補充性がなく、催告の抗弁権・検索の抗弁権がない

(2) 共同保証の場合、連帯保証には**分別の利益**がない



(3) 主たる債務に生じた事由の効力は、原則、連帯保証人にも生じる

(4) 連帯保証に生じた事由の効力は原則、連帯債務の効力で考える

(原則) 相対効

(例外) 弁済、更改、相殺、混同は絶対効